

鳥取大学動物実験委員会鳥取地区専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鳥取大学動物実験規則（以下「規則」という。）第6条第3項の規定に基づき、鳥取大学動物実験委員会鳥取地区専門委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 鳥取大学動物実験委員会（以下「全学委員会」という。）の役割が鳥取地区において、円滑に行われるために、委員会を置く。

2 委員会は、鳥取地区における動物実験が規則に基づき科学的、かつ、倫理的配慮のもとに適切に実施されるよう次の事項を審議または調査し、全学委員会に報告または助言する。この場合において、必要に応じて規則第3条第12項に定める動物実験に関わる者に対し報告を求め、指導及び助言を行うことができる。

- 一 動物実験計画が規則に適合していること。
- 二 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- 三 規則第3条第1項第5号に定める施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- 四 規則第1条に定める関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
- 五 動物実験の実施状況に係る自己点検・評価に関すること。
- 六 その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 農学部から選出された全学委員会委員
- 二 農学部共同獣医学科の教員
- 三 前項に定める委員のほか、委員会が特に必要と認めた者

2 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 委員会に委員長を置き、第3条第1項の第1～第3号の中から委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数の同意をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員会の承認を得て委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、研究推進部研究推進課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。